

第1部 総論

第1章 環境首都とくしまの実現に向けた取り組み

第1節 環境首都とくしま憲章

本県は、鳴門海峡から太平洋までの変化に富んだ海岸線や剣山、吉野川に代表される美しく豊かな自然に恵まれています。

この美しく豊かな自然環境を活かし、世界に誇れる「環境首都とくしま」を実現するためには、県のあらゆる施策に環境の視点を取り入れるとともに、あらゆる主体がそれぞれの役割の下、環境への負荷をできる限り少なくし、徳島の環境を守り、育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

このため、県民、事業者、行政などあらゆる主体の行動の指針であり、規範となる「環境首都とくしま憲章」を平成16年3月に策定しました。

この憲章は、徳島県環境基本条例や徳島県環境基本計画とともに、本県の自然環境の保全や創造のための基本的方向性を示すものであり、すべての主体に参加を呼びかけるスタイルで分かりやすく表現するとともに、単なる理念のみでなく、具体的な取り組みを明らかにしています。

憲章は、大きく分けて、「本文」と「具体的な取り組み（トライ21）」で構成されています。

「本文」には、環境問題の現状を踏まえ、「環境首都とくしま」の実現に向けての基本理念と取り組みの指針となる5つの合言葉を示しています。また、「具体的な取り組み（トライ21）」には、合言葉で示した行動を具体的に実現するための21の取り組みを示しています。

環境首都とくしま憲章

地球が苦しんでいます。太陽の光があふれ、豊かな森、清らかな水に恵まれている私たちの郷土・徳島も、環境悪化が進み、ごみであふれそうになっています。

豊かさと便利さを求めて、石油を大量に使い、物を大量につくって消費しつづけた私たちが原因です。この状態にストップをかけなければ、徳島の環境は確実に荒廃し、地球は破滅への道を歩みます。

徳島にいま生きる私たちには、責任があります。地球を救い、この光と水と緑豊かな郷土を、21世紀を生きる子どもたちに、安心して暮らせる社会として引き継がなくてはなりません。

省エネルギー、リサイクル、森づくり・・・。私たちにできることが、暮らしの中にいっぱいあります。県民・事業者・行政、徳島に住むすべての人たちが、強い意志を持って、地球のために、徳島のために、一歩踏み出しましょう。そして、私たちの徳島を、日本で世界で誇れる「環境首都とくしま」に育てましょう。

「環境首都とくしま」への合言葉

- 1 無駄なエネルギーを一切使わず「地球温暖化にストップ」をかけましょう。
- 2 物を大切にする知恵で「ごみゼロの社会」を目指しましょう。
- 3 身近な生き物と「共生する楽しさ」を取り戻しましょう。
- 4 私たちの誇りである「清らかな水と豊かな緑」を守りましょう。
- 5 県民みんなが「環境にやさしい暮らし」を心掛けましょう。

—「環境首都とくしま」への取り組み（トライ21）—

- 1 無駄なエネルギーを一切使わず「地球温暖化にストップ」をかけましょう。
 - ・こまめに電気製品のスイッチは切り、プラグを抜くなど節電に努めましょう。
 - ・冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定しましょう。
 - ・徒歩や自転車、バスなどの公共交通機関を利用しましょう。
 - ・燃費のよい車を利用し、アイドリングストップなどエコドライブに努めましょう。
 - ・太陽熱温水器・太陽電池など自然エネルギーを利用しましょう。
- 2 物を大切にする知恵で「ごみゼロの社会」を目指しましょう。
 - ・空き缶やたばこなど、ごみのポイ捨てや不法な投棄・焼却はやめましょう。
 - ・本当に必要な物を買い、最後まで大切に使い、再利用を心がけましょう。
 - ・ごみはきちんと分別して、できる限り資源ごみとして出しましょう。
 - ・買い物袋を持参し、過剰包装やレジ袋を断りましょう。
- 3 身近な生き物と「共生する楽しさ」を取り戻しましょう。
 - ・野生生物の生息環境を守りましょう。
 - ・いろいろな生き物とふれあえる環境を育みましょう。
 - ・トンボやメダカ、ホタルのすめる川を増やしましょう。
 - ・農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめ、人と生き物に安心な環境をつくりましょう。
- 4 私たちの誇りである「清らかな水と豊かな緑」を守りましょう。
 - ・私たちが出す生活排水で川や海を汚さないようにしましょう。
 - ・洗たく、洗い物でも環境に配慮した洗剤を適量使いましょう。
 - ・入浴、洗面、トイレなど、あらゆる生活の中で節水を心がけましょう。
 - ・身近な緑を増やし、森づくり、里山づくりで自然とふれあいましょう。
- 5 県民みんなが「環境にやさしい暮らし」を心がけましょう。
 - ・「もったいない」精神を大切にし、自らのエコライフを確立しましょう。
 - ・社会の一員として、環境活動やボランティア活動に参加しましょう。
 - ・エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい製品を使用しましょう。
 - ・地場の食材や旬の野菜を食べるようになります。

第2節 環境保全施策の総合的・計画的推進

1 徳島県環境基本条例

(1) 概略

都市・生活型環境問題、化学物質問題、地球環境問題など、今日の複雑で多様化した環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動がもたらすものであり、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因となっています。

このため、従来からの法令等による規制や行政主導型の施策では、十分に対応することが困難となっており、その解決には、社会経済活動全体を環境への負荷が少ないものに転換していくという視点に立ち、問題の性質に応じて、多様な手法を組み合わせて、総合的に進めていくことが必要となっています。

また、行政のみではなく、事業者や県民の皆様など、すべての者が、それぞれの役割に応じて、自らの日常生活や通常の事業活動を見直し、自主的かつ積極的に、環境の保全さらには創造に取り組むことが求められています。

国では、こうしたことに対するため、地球環境時代の環境施策の新しい基本理念や政策手法を示した環境基本法が制定され、また、これを受けた環境基本計画が策定されています。

一方、本県でも、すべての者の主体的な参画を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方向付けをする徳島県環境基本条例を平成11年3月に制定しました。

この条例は、環境保全について、①基本理念、②県、市町村、事業者、県民の責務、③施策の基本となる事項を定めたものであり、

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取り組み

の3つを基本理念として掲げています。

また、これらの基本理念にのっとり、県は基本的・総合的な環境施策の策定・実施、市町村は自然的社会的条件に応じた環境施策の策定・実施、事業者や県民は事業活動や日常生活において環境の保全に努めることなどを定めています。

さらに、こうした基本的な考え方の下で、従来から行ってきた規制的手法に加え、環境保全や創造に関する多様な施策を条例に位置付け、積極的に推進することとしています。

(2) 環境基本条例の体系

環境基本条例は、

- 1 条例の目的
 - 2 健全で恵み豊かな環境の保全及び創造のための基本理念
 - 3 行政・事業者・県民の各主体の責務
- を明らかにするとともに、
- 4 環境の保全・創造施策を総合的・計画的に推進するための環境基本計画
 - 5 環境の保全・創造のための主要な施策
 - 6 地球環境保全・国際協力の推進
 - 7 施策の推進体制の整備など
- について定めています。

前文（人と自然とが共生する住みやすい徳島づくり）

第1章 総則

第1条 目的(現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することなど)

第2条 定義

第3条 基本理念

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取り組み



第4条 第5条 第6条 第7条

年次報告 第8条 環境の状況等の公表

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針(基本方針)

第9条 施策の策定等に係る指針

- (1) 良好な環境の保持
- (2) 生物多様性確保・多様な自然環境の保全
- (3) 潤いと安らぎのある環境の保全・創造等

第2節 環境基本計画

第10条 環境基本計画

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

第11条 施策の策定等に当たっての配慮

第12条 環境影響評価の推進

第13条 規制等の措置

第14条 誘導の措置

第15条 施設の整備等の推進

第16条 水環境の保全等

第17条 森林及び緑地の保全等

第18条 良好な景観の形成等

第19条 資源の循環的な利用等の促進等

第20条 事業者が行う環境管理の促進等

第21条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等

第22条 県民等の自発的な活動の促進等

第23条 情報の提供

第24条 調査及び研究開発の実施等

第25条 監視等の体制の整備

第26条 県民等の意見の反映

第4節 地球環境の保全及び国際協力

第27条 地球環境の保全

第28条 国際協力

第5節 推進体制等の整備等

第29条 推進体制等の整備

第30条 国及び他の地方公共団体との協力

第31条 財政上の措置

2 徳島県環境基本計画

本県では、徳島県環境基本条例の制定に先立ち、1992（平成4）年の国連環境開発会議（地球サミット）の開催、国の環境基本法の制定や環境基本計画の策定など国内外の動向を踏まえ、平成7年6月に県の環境政策の長期的目標と体系的な環境保全施策を明らかにした「徳島環境プラン」を策定し、環境保全の取り組みを推進してきました。

その後、平成11年3月に徳島県環境基本条例が制定されたほか、ダイオキシン類など化学物質問題の顕在化、京都議定書の批准を始めとする地球温暖化への国際的な対応、循環型社会の形成に向けた法制度等の整備など、本県としても適切かつ積極的に対応すべき環境保全上の新たな課題が現れてきました。

このため、徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした徳島県環境基本計画を平成16年3月に策定しました。この計画に基づき、県民、事業者、行政が一体となって、本県の豊かな緑と水、明るい温暖な風土に育まれた良好な環境を保全し、将来の世代へと引き継いでいく取り組みを推進しています。

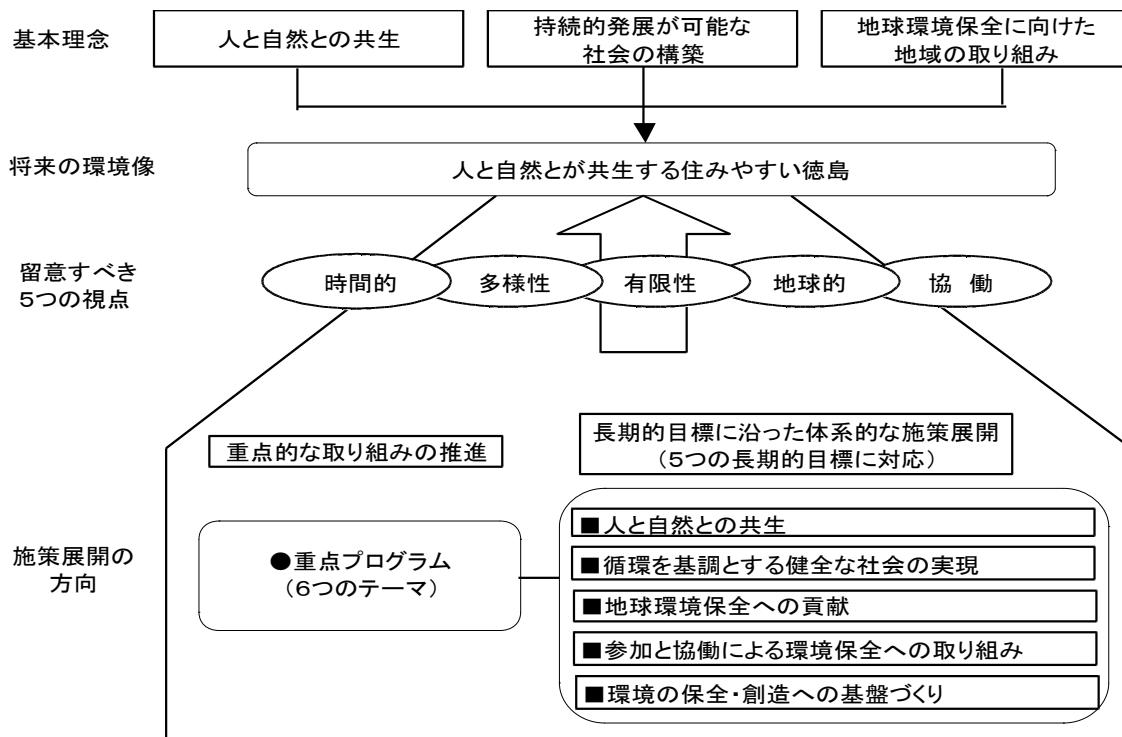
(1) 計画の概要

徳島県環境基本計画は、徳島県環境基本条例第3条に掲げられた「人と自然との共生」、「持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全に向けた地域の取り組み」という3つの基本理念のもと、徳島県の目指すべき将来の環境像として「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を掲げています。

そして、その実現のため、5つの長期的目標を示し、そのもとで県が取り組むべき環境の保全・創造のための重点プログラムと体系的な施策展開の方向性を示しています。

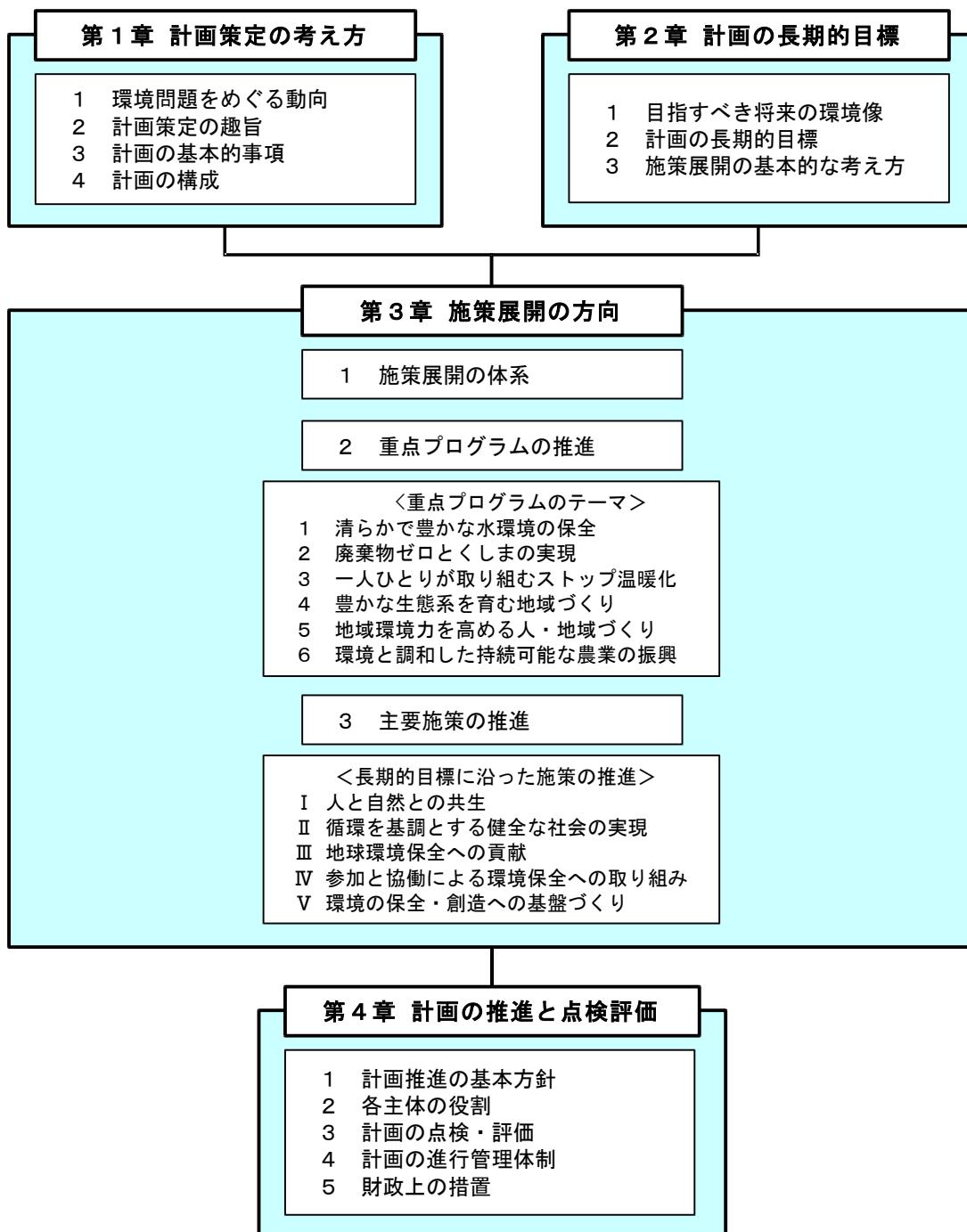
さらに、本計画に基づく取り組みを着実に推進するために、定量的な指標などを設定するとともに、環境マネジメントの手法であるPDCAサイクルの考え方を取り入れています。

また、本計画の期間は、21世紀の第1四半期（2025年頃）を長期的に展望しつつ、平成16（2004）年度から平成25（2013）年度までの概ね10年間としています。



(2) 計画の構成

本計画の全体的な構成は次のとおりです。



3 計画の達成状況

重点プログラム	設定の目的	主な指標の項目	基準年値 (平成 14 年度)	現状値 (平成 22 年度)	目標値	
					平成 18 年度	平成 25 年度
テーマ1 清らかで豊かな水環境の保全	家庭などの生活排水対策が進んでいるか総合的に点検します。	汚水処理人口普及率	31.9%	49.4%	41%	64%
		下水道整備人口	87,654 人	117,269 人	93,000 人	175,000 人
		農・林・漁業集落排水施設整備人口	17,720 人	21,728 人	23,000 人	36,000 人
		合併処理浄化槽整備人口	153,110 人	245,211 人	217,000 人	296,000 人
		浄化槽法定受検率	29.5%	45.7%	36.5%	58.5%
	化学物質による汚染のない安全・安心な水が確保されているか点検します。	命育むふるさとの川創生リーダーの養成	17 人 (平成 16 年度)	66 人 (平成 18 年度)	50 人	—
		ダイオキシン類の環境基準達成率 (水質・底質・土壤)	100%	100%	環境基準の達成維持	
	森林などの水かん養機能の維持・向上のための取組を点検します。	エコファーマー認定数(累計)	507 人	1,555 人	1,000 人	2,000 人
		水源かん養保安林面積(累計)	69,932ha	78,992ha	73,630ha	79,270ha
		間伐実施面積(累計)	6,762ha	65,326ha	34,300ha	58,800ha (平成 24 年度)
	環境に配慮した河川整備や水辺環境の保全が図られているか点検します。	透水性舗装実施延長(累計)	18.5km	30.1km	23.5km	47.8km (平成 24 年度末)
		自然環境保全箇所数 (県管理河川/累計)	5 ケ所	11 ケ所	11 ケ所	14 ケ所
		多自然型護岸整備延長 (河川/累計)	52km	89km	70km	110km
テーマ2 廃棄物ゼロとくしまの実現	県民のライフスタイルが変わり、廃棄物の発生抑制が進んでいるか点検します。	多自然護岸整備延長 (砂防/累計)	0.2km	1km	0.6km	1.5km
		一般廃棄物排出量	314 千 t (平成 15 年度)	279 千 t (平成 21 年度)	—	259 千 t (平成 22 年度)
		一般廃棄物排出量	1 日 1 人当たり 排出量	1,041g (平成 15 年度)	958g (平成 21 年度)	889g (平成 22 年度)
		一般廃棄物リサイクル率 (総資源化率)	16.5% (平成 15 年度)	17.3% (平成 21 年度)	—	26% (平成 22 年度)
	様々なリサイクルの取組が進んでいるか点検します。	エコショップ認定件数(累計)	328 件 (平成 15 年度)	438 件 (平成 21 年度)	345 件	—
		産業廃棄物リサイクル率 (再生利用率)	55% (平成 15 年度)	47.2% (平成 20 年度)	—	59% (平成 22 年度)
		建設廃棄物リサイクル率	84% (平成 14 年度)	91% (平成 17 年度)	88% (平成 17 年度末)	91% (平成 22 年度末)

重点プログラム	設定の目的	主な指標の項目	基準年値 (平成 14 年度)	現状値 (平成 22 年度)	目標値	
					平成 18 年度	平成 25 年度
テーマ 3 一人ひとりが取り組むストップ温暖化	建設発生土リサイクル率 農業生産資材廃棄物(廃プラ)回収率 家畜排せつ物堆肥化率 循環資源交換情報システム登録件数 グリーン調達方針策定市町村数	建設発生土リサイクル率	72% (平成 14 年度)	54% (平成 17 年度)	75% (平成 17 年度末)	90% (平成 22 年度末)
		農業生産資材廃棄物(廃プラ)回収率	78% (平成 15 年度)	88%	80%	90% (平成 24 年度)
		家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成 15 年度)	91%	94%	100% (平成 24 年度)
		循環資源交換情報システム登録件数	188 件 (平成 15 年度)	128 件 (平成 21 年度)	250 件	—
		グリーン調達方針策定市町村数	2 団体 (平成 15 年度)	2 团体	全市町村	全市町村
	廃棄物の適正な処理が進んでいるか点検します。	一般廃棄物最終処分量	56 千 t (平成 15 年度)	33 千 t (平成 21 年度)	—	33 千 t (平成 22 年度)
		産業廃棄物最終処分量	168 千 t (平成 15 年度)	132 千 t (平成 20 年度)	—	100 千 t (平成 22 年度)
		ごみ処理広域化施設整備数	— (平成 15 年度)	1 ヶ所	1 ヶ所	—
		不法投棄監視ボランティア推進員の登録者数	— (平成 15 年度)	380 人	360 人	—
テーマ 4 豊かな生態系を育む地域づくり	温室効果ガスの排出量が減少しているか点検します。 民生部門における地球温暖化防止対策が進んでいるか点検します。 自動車や交通面で地球温暖化対策が進んでいるか点検します。	温室効果ガス総排出量	6,942 千 t-CO ₂ (平成 2 年度)	7,030 千 t-CO ₂ (平成 20 年度)	—	6,248 千 t-CO ₂ (平成 22 年度)
		地球温暖化防止活動推進員活動回数	238 回	170 回	280 回	350 回
		車両用 LED(発光ダイオード)式信号灯器の整備率	10% (平成 15 年度)	42.9% (歩行者用は 8.9%)	18%	さらに拡大
		家庭用太陽光発電施設の導入件数(累計)	1,339 件	6,638 件	1,600 件	2,300 件
		新エネルギー導入施設件数(民間・公共施設)(累計)	70 件	228 件	80 件	100 件
		県内の低公害車等導入台数及び導入率(累計)	29,009 台 (8.3%)	146,807 台 (46.7%) (平成 23 年 3 月末) ※ハイブリッド車は 8,746 台	今後さらに拡大	
	二酸化炭素の吸収源対策が進んでいるか点検します。	二酸化炭素吸収量算入対象森林面積	219 千 ha	221 千 ha	220 千 ha	222 千 ha
		間伐実施面積(累計)【再掲】	6,762ha	65,326ha	34,300ha	58,800ha (平成 24 年度)
		1 人当たり都市公園等面積	7.1m ² /人	9.3m ² /人	8.1m ² /人	10.3m ² /人 (平成 22 年度末)
	県民・事業者・行政の連携による取組が進んでいるか点検します。	地球環境保全行動計画個別行動計画の策定団体数	47 団体 (平成 15 年度)	46 团体	70 团体	80 团体 (平成 22 年度)
	地域本来の自然環境が適切に保全・復元されているか点検します。	県立自然公園計画策定区域数(累計)	— (平成 15 年度)	3 区域	3 区域	6 区域

重点プログラム	設定の目的	主な指標の項目	基準年値 (平成 14 年度)	現状値 (平成 22 年度)	目標値	
					平成 18 年度	平成 25 年度
身近な自然環境の保全・復元・創出が積極的に行われているか点検します。		自然再生事業実施地区数(累計)	— (平成 15 年度)	1 地区	2 地区	—
		ビオトープ創出箇所数(累計)	10 ケ所	30 ケ所	30 ケ所	100 ケ所
		自然環境保全箇所数 (県管理河川/累計)	5 ケ所	11 ケ所	11 ケ所	14 ケ所
		多自然型護岸整備延長 (河川・砂防の合計)	52.2km	90km	70.6km	111.5km
	野生動植物の保護・保全への取組を点検します。	土木環境共生事業完了箇所数 (累計)	37 ケ所	54 ケ所	54 ケ所	—
テーマ 5 地域環境力を高める人・地域づくり		鳥獣保護区箇所数(累計)	54 ケ所	54 ケ所	55 ケ所	—
		「学校版環境 ISO」取組校数 (累計)	— (平成 15 年度)	212 校	30 校	さらに拡大
		環境アドバイザー派遣回数/受講者数(年間)	29 回/1,470 人	39 回/2,848 人	35 回/1,750 人	50 回/2,500 人
		環境アドバイザー登録者数(累計)	27 人	25 人	30 人	—
		環境カウンセラー登録者数(累計)	21 人	30 人	30 人	50 人
		協働による環境活動が盛んになっているか点検します。	アドバトプログラム参加団体数	410 団体 (平成 15 年 12 月)	860 団体	475 団体
		森づくり参加者数	383 人	2,046 人	1,000 人	1,500 人
	環境活動の促す基盤が整えられているか点検します。	環境首都とくしま憲章の県民への認知度(※アンケートによる)	— (平成 15 年度)	69.0%	80%	さらに拡大
テーマ 6 環境と調和した持続可能な農業の振興		エコファーマー認定数(累計)	507 人	1,555 人	1,000 人	2,000 人
		農業生産活動における循環資源のリサイクルが進んでいるか点検します。	農業生産資材廃棄物(廃プラ)回収率	78% (平成 15 年度)	88%	80%
		家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成 15 年度)	91%	94%	90% (平成 24 年度)
		環境との調和に配慮した農村整備が行われているか点検します。	自然環境調査に基づく事業計画策定地区数(累計)	9 地区 (平成 15 年度)	44 地区	27 地区
施策体系				基準値	現状値	目標値

長期的目標	施策体系		区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値 (平成 14 年度)	現状値 (平成 22 年度)	目標値	
	施策体系	平成 18 年度						平成 25 年度	平成 25 年度
II 循環を基調とする健全な社会の実現	2-1 大気環境の保全	総合的			多自然型護岸整備延長 (河川・砂防の合計)	52.2km	90km	70.6km	111.5km
					個別的 身近に緑や水辺とふれあえる場が創出・確保されているか点検します。	1人当たり都市公園等面積 [再掲]	7.1m ² /人	9.3m ² /人	8.1m ² /人 (平成 22 年度末)
					公共施設緑化実施個所数 (累計)	101ヶ所	13ヶ所	130ヶ所	199ヶ所 (平成 24 年度末)
					道路(街路)緑化延長(累計)	11.2km	18.5km	拡大を図る	
					森づくり運動拠点整備数 (累計)	6カ所	8ヶ所	8カ所	—
					多自然型護岸整備延長 (河川/累計)	52km	89km	70km	110km
					多自然護岸整備延長 (砂防/累計)	0.2km	1km	0.6km	1.5km
					土木環境共生事業完了箇所数 (累計)	37ヶ所	54ヶ所	54ヶ所	—
					快適で美しい居住環境が整備されているか点検します。	電線類地中化延長(累計)	5.5km	10.0km	7.0km
					歴史的・文化的資源が適切に保全されているか点検します。	四国いやしの道登録距離数 (累計)	59.2km	175.8km (平成 19 年度)	110km
					文化財指定数(累計)	409件 (H16.1.30現在)	425件	418件	432件
III 地域活性化と持続可能な社会の実現	3-1 地域活性化	総合的			清々しいきれいな空気が保たれているか点検します。	大気汚染に関する環境基準達成率※一般環境及び自動車排出ガス	二酸化二氧化硫(SO ₂)の濃度	100%	100%
					二酸化窒素(NO ₂)の濃度	100%	100%	100%	環境基準の達成を維持
					浮遊粒子状物質(SPM)の濃度	100% (一般 46%)	100%	100%	環境基準の達成を維持
					有害大気汚染物質の環境基準達成率	トリクロロエチレンの濃度	100%	100%	環境基準の達成を維持
					ベンゼンの濃度	50%	100%	環境基準の達成を維持	
					工場等で大気汚染物質の排出が減っているか点検します。	主要工場の大気汚染物質排出量	硫黄酸化物(SOx)	121万Nm ³ /年	97万Nm ³ /年
						窒素酸化物(NOx)	413万Nm ³ /年	298万Nm ³ /年	今後さらに抑制
					自動車等で大気汚染物質の排出抑制対策が進んでいるか点検します。	県内での低公害車等の導入台数及び導入率(累計)	29,009台 (8.3%)	146,807台 (46.7%) (平成 23 年 3 月末) ※ハイブリッド車は 8,746 台	今後さらに拡大
					大気汚染の監視体制が適切に整備されているか点検します。	大気測定期地点数	25地点	24地点	現在の体制を維持
					有害大気汚染物質監視地点数	4地点	4地点	現在の体制を維持 (H17 から H20 まで国が 1 地点調査)	
施策体系		区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値	現状値	目標値		

長期的目標	施策体系				(平成 14 年度)	(平成 22 年度)	平成 18 年度	平成 25 年度
2-2 水環境の保全	総合的 きれいで安全な水質が保たれているか点検します。 生活排水対策が総合的に進んでいるか点検します。	河川:生物化学的酸素要求量(BOD) 海域:化学的酸素要求量(COD) 地下水の環境基準達成率(健康項目)	92%	100%	環境基準の達成			
			91%	100%	環境基準の達成			
			95%	96%	環境基準の達成			
		汚水処理人口普及率	31.9%	49.4%	41%	64%		
	個別的 県内の水質汚濁物質排出量が減少しているか点検します。 生活排水に対する個々の対策が進んでいるか点検します。 安心できる水質が確保されているか点検します。	瀬戸内海区域 (県内) の汚濁負荷量※第5次総量削減計画の削減目標	41 ト/日 (平成 16 年度)	31 ト/日 (平成 21 年度、第 6 次に移行)	36 ト/日 (平成 21 年度)	—		
			窒素	27 ト/日 (平成 16 年度)	18 ト/日 (平成 21 年度、第 6 次に移行)	20 ト/日 (平成 21 年度)	—	
			りん	2.0 ト/日 (平成 16 年度)	1.4 ト/日 (平成 21 年度、第 6 次に移行)	1.6 ト/日 (平成 21 年度)	—	
		下水道整備人口	87,654 人	117,269 人	93,000 人	175,000 人		
		農・林・漁業集落排水施設整備人口	17,720 人	21,728 人	23,000 人	36,000 人		
		合併処理浄化槽整備人口	153,110 人	245,211 人	217,000 人	296,000 人		
		浄化槽法定受検率	29.5%	45.7%	36.5%	58.5%		
		命育むるさとの川創生リーダーの養成【再掲】	17 人 (平成 16 年度)	66 人 (平成 18 年度)	50 人	—		
		貯水槽水道の検査の受検率	16%	17.2%	20%	30%		
		地下水の環境基準達成率(健康項目)【再掲】	95%	96%	環境基準の達成			
	森林などの水源かん養機能が向上しているか点検します。	水源かん養保安林面積(累計)	69,932ha	78,992ha	73,630ha	79,270ha		
		透水性舗装実施延長(累計)	18.5km	30.1km	23.5km	47.8km (平成 24 年度末)		
	2-3 土壌環境・地盤環境の保全	水質汚濁の監視体制が適切に整備されているか点検します。	公共用水域環境基準測定地点数	51 地点	51 地点	現在の体制を維持		
		土壤への負荷を低減する取組が行われているか点検します。	エコファーマー認定数(累計)	507 人	1,555 人	1,000 人	2,000 人	
		地盤への負荷を低減する取組が行われているか点検します。	地下水の揚水量 (吉野川下流域)	16 万 m ³ /日	11 万 m ³ /日	現状レベルを維持		
施策体系		区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値	現状値	目標値	

長期的目標	施策体系				(平成14年度)	(平成22年度)	平成18年度	平成25年度
2-4 騒音・振動・悪臭等の防止	総合的	騒音のない静かな生活環境が保たれているか点検します。	一般環境騒音に関する環境基準達成率	96%	100%	100%	環境基準の達成を維持	
			自動車騒音面の評価区間の達成割合	13%	98.7%	30%	100%	
	個別的	自動車騒音の抑制対策が進んでいるか点検します。	低騒音舗装実施延長(累計)	16.4km	18.8km	—		
		畜産による悪臭対策が進んでいるか点検します。	畜産經營に起因する悪臭発生苦情件数(年間)	16件 (平成15年度)	36件	8件	0件	
	総合的	化学物質による環境汚染のない環境が保たれているか点検します。	ダイオキシン類の環境基準達成率(大気・水質・底質・土壤)	100%	100%	環境基準の達成を維持		
		化学物質による環境汚染を防止する取組を点検します。	化学物質自管理事業所数	287事業所 (平成15年度)	315事業所	400	600	
			化学物質の適切な処理が行われているか点検します。	ポリ塩化ビフェニル(PCB)の適正処理実施率 (平成15年度)	0%	—	100% (平成28年度)	
	2-6 資源の循環利用と廃棄物の適正処理	総合的	暮らしや事業活動から発生する廃棄物が抑制されているか点検します。	一般廃棄物排出量	314千t (平成15年度)	279千t (平成21年度)	—	259千t (平成22年度)
				1日1人当たり排出量	1,041g (平成15年度)	958g (平成21年度)	—	889g (平成22年度)
				産業廃棄物排出量	3,068千t (平成15年度)	2,927千t (平成20年度)	—	3,120千t (平成22年度)
			廃棄物(資源)のリサイクルが進んでいるか点検します。	一般廃棄物リサイクル率 (総資源化率)	16.5% (平成15年度)	17.3% (平成21年度)	—	26% (平成22年度)
				産業廃棄物リサイクル率 (再生利用率)	55% (平成15年度)	47.2% (平成20年度)	—	59% (平成22年度)
		個別的	廃棄物処理による環境負荷が抑制されているか点検します。	一般廃棄物最終処分量	56千t (平成15年度)	33千t (平成21年度)	—	33千t (平成22年度)
				産業廃棄物最終処分量	168千t (平成15年度)	132千t (平成20年度)	—	100千t (平成22年度)
			様々な資源のリサイクルが進んでいるか点検します。	建設廃棄物リサイクル率	84% (平成14年度)	91% (平成17年度)	88% (平成17年度)	91% (平成22年度)
				建設発生土リサイクル率	72% (平成14年度)	54% (平成17年度)	75% (平成17年度)	90% (平成22年度)
				農業生産資材廃棄物(廃プラ)回収率	78% (平成15年度)	88%	80%	90% (平成24年度)
			家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成15年度)	91%	94%	100% (平成24年度)	

施策体系	区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値	現状値	目標値
------	----	-------	---------	-----	-----	-----

長期的目標	施策体系				(平成 14 年度)	(平成 22 年度)	平成 18 年度	平成 25 年度
		リサイクルを促進する制度や体制の整備が進んでいるか点検します。	エコショップ認定件数(累計) 循環資源交換情報システム登録件数 グリーン調達方針策定市町村数	328 件 (平成 15 年度)	438 件 (平成 21 年度)	345 件	—	
				188 件 (平成 15 年度)	184 件	250 件	—	
				2 団体 (平成 15 年度)	2 团体	全市町村	全市町村	
			廃棄物の適正な処理に向けた体制整備が進んでいるか点検します。	ごみ処理広域化施設整備数	— (平成 15 年度)	1 ケ所	1 ケ所	—
III 地球環境保全への貢献	2-7 エネルギーの有効利用	個別的	省エネルギーの取組が進んでいるか点検します。	車両用 LED(発光ダイオード)式信号灯器の整備率	10% (平成 15 年度)	42.9% (歩行者用は 8.9%)	18%	さらに拡大
			自然(再生)エネルギーの利用が進んでいるか点検します。	家庭用太陽光発電施設の導入件数(累計) 新エネルギー導入施設件数(民間・公共施設)(累計)	1,339 件 70 件	5,107 件 228 件	1,600 件 80 件	2,300 件 100 件
		総合的	温室効果ガスの排出量が減少しているか点検します。	温室効果ガス総排出量	6,942 千 t-CO ₂ (平成 2 年度)	7,030 千 t-CO ₂ (平成 20 年度)	—	6,248 千 t-CO ₂ (平成 22 年度)
			二酸化炭素を吸収する森林が増加しているか点検します。	二酸化炭素吸収量算入対象森林面積	219 千 ha	221 千 ha	220 千 ha	222 千 ha
			事業活動や県民生活において二酸化炭素排出抑制対策が進んでいるか点検します。	地球環境保全行動計画の個別行動計画の策定団体数 地球温暖化防止実行計画の策定市町村数 地球温暖化防止活動推進員活動回数	47 団体 (平成 15 年度) 48/50 团体	46 団体 22/24 团体	70 团体 全市町村	80 团体 (平成 22 年度) 全市町村
			県内での低公害車等の導入台数及び導入率(累計)	238 回 29,009 台 (8.3%)	170 回 146,807 台 (46.7%) (平成 23 年 3 月末) ※ハイブリッド車は 8,746 台	280 回	350 回	今後さらに拡大
			二酸化炭素を吸収する森林が増加しているか点検します。	二酸化炭素吸収量算入対象森林面積〔再掲〕	219 千 ha	221 千 ha	220 千 ha	222 千 ha
	3-2 オゾン層の保護							
	3-3 酸性雨対策の推進	個別的	酸性雨の監視体制が適切に整備されているか点検します。	酸性雨観測地点数	5 地点	3 地点	現在の体制を維持	

長期的目標	施策体系		区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値 (平成 14 年度)	現状値 (平成 22 年度)	目標値	
		施策体系						平成 18 年度	平成 25 年度
IV 参加と協働による環境保全への取組	4-1 環境教育・環境学習の充実	総合的	環境学習の機会に多くの県民が参加しているか点検します。	各種環境プログラム参加者数	782 人	908 人	今後さらに拡大		
				県民自ら取り組む環境学習への支援が進んでいるか点検します。	環境アドバイザー派遣回数/受講者数(年間)	29回/1,470人	39回/2,848人	35回/1,750人	50回/2,50人
			環境学習を担う人材の育成が進んでいるか点検します。	環境アドバイザー登録者数(累計)	27人	25人	30人	—	
				環境カウンセラー登録者数(累計)	21人	30人	30人	50人	
				学校での環境教育や取組が進んでいるか点検します。	「学校版環境 ISO」取組校数(累計)	—(平成 15 年度)	212 校	30 校	さらに拡大
		県民に環境学習の機会や場が提供されているか点検します。	環境教育に関する教員育成人数(累計)	45 人	778 人	70 人	—		
				環境教育教材作成配布数(年間)	8,000 部	9,560 部(校内で保管、共有)	取組を継続	—	
				環境学習プログラム提供数	68 回	61 回	今後さらに拡大		
				こどもエコクラブ登録数(毎年度)	31 団体	31 团体	40 团体	55 团体	
				各主体の自主的な環境保全活動が活発に行われているか点検します。	環境首都とくしま憲章の県民への認知度(※アンケートによる)	—(平成 15 年度)	69.0%	80%	さらに拡大
4-2 自主的な環境保全行動の促進	4-2 自主的な環境保全行動の促進	総合的	各主体の自主的な環境保全活動が活発に行われているか点検します。	環境 NPO 登録団体数(NPO 法人登録数)	22/64 団体(平成 15 年度)	113/301 団体	今後さらに拡大		
				ISO14001 認証取得事業所数(県・市町村を除く)	43 事業所(平成 15 年 3 月)	73 事業所(平成 23 年 3 月)	今後さらに拡大		
				アドバイトプログラム参加団体数	410 团体(平成 15 年 12 月)	860 団体	475 团体	902 团体	
				行政の自主的な環境活動が進んでいるか点検します。	ISO14001 認証取得市町村数	1 团体	1 团体	3 团体	8 团体
				地球温暖化防止実行計画策定市町村数	48/50 团体	22/24 团体	全市町村	全市町村	
		各主体の連携による環境活動が進んでいるか点検します。	森づくり参加者数	383 人	2,046 人	1,000 人	1,500 人		

第3節 環境の現況と対策の概況

1 人と自然との共生

(1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

① 自然公園等の保護管理

すぐれた自然の風景地を保護するため、本県には、瀬戸内海国立公園、剣山と室戸阿南海岸の2つの国定公園、そして6つの県立自然公園、高丸山、野鹿池山の2ヵ所の自然環境保全地域が指定され、その面積は、自然公園が38,706ha、自然環境保全地域が39haとなっています。

自然公園等については、遊歩道、トイレ、展望施設等の維持管理を行っております。また、風景の保護や豊かな自然環境の保全、また適切な利用を促進するための規制や施設整備に関する公園計画の策定や見直しを進めるとともに、5つの公園監視団体を配置し、適切な自然公園等の保護管理を行っています。

また、近年、自然公園利用者の増加に伴い、不法投棄の増加や野生植物の持ち去りなどマナーの低下等が問題になっています。このため、平成15年4月から自然公園法が改正されたことに伴い、県民との協働のもと、監視体制の充実・強化を図り、自然公園等の保全と適正な利用を促進していきます。

⇒詳しくは25~27ページ参照

② 森林等身近な自然の保全

本県では、「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、県民との協働のもと、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープの保全・創出を進めるために、身近な自然環境の保全の取り組みが一層促進されるよう、ビオトープアドバイザーの派遣等が行われています。

また、本県は、森林が県土の75%にあたる312千haを占める森林県であり、木材生産はもとより県土の保全、水資源のかん養、野生生物の生息や県民の保健・休息の場、そして二酸化炭素を吸収・固定し地球温暖化を抑制するなど、様々な恵みをもたらしています。このため、森林の保全のために地域森林計画を策定し、適切な管理と森林整備を進めているほか、森林の有する公益的機能の保全のために保安林の指定を行っており、平成22年度末現在、113,383haの保安林を指定しています。

今後も、間伐等による健全な森林整備や保安林の指定などにより森林の適切な保全・管理を図るとともに、県民が森と親しめる機会を拡充していきます。

⇒詳しくは27~31ページ参照

③ 生物多様性の保全

本県には、約3,500種の植物、約600種の高等菌類、約240種の海藻類、そして、約650種の脊椎動物や約5,000種にのぼる無脊椎動物といった野生動植物の生息が確認されていますが、その詳細な把握は十分に行われていません。これらの野生生物のなかには絶滅のおそれのあるものもあることから、県では、6年間にわたる調査、検討を経て平成13年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を発行し、また、平成18年3月には、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を制定し、野生生物の保全を進めています。

また、26,408ha(54箇所)の鳥獣保護区を設定し、2,827ha(23箇所)の特別保護地区を指定するなど、鳥獣をはじめ野生生物の生息地の保全を図っています。

⇒詳しくは31~34ページ参照

④ 自然とのふれあいの推進

県民の自然とのふれあいの関心は年々高まっていることから、環境を損なわないような自然とのふれあいを促進するよう、自然公園の施設整備や長距離自然歩道（四国のみち）の整備（1,545.6km、うち県内320.1km）が行われています。また、自然とのふれあいが促進されるよう、佐那河内いきものふれあいの里ではネイチャーセンターや自然観察スポット等を整備し、自然観察指導員を配置するなど、自然とのふれあいと自然保护活動や自然保护思想の普及啓発を進めています。また、愛鳥週間における各種催しが行われるなど、今後も、県民一人ひとりの自然とのふれあい活動を推進するよう、様々な自然体験の場や機会の創出を図ります。

⇒詳しくは35~36ページ参照

(2) 潤いのある魅力的な生活空間の保全と創造

① 都市環境

都市公園は、身近な緑の創出、レクリエーションやスポーツの場、都市災害における安全性の確保など様々な機能を有する重要な都市施設の一つです。本県では、平成22年3月末現在、255箇所、524.44haの都市公園が開設されていますが、都市計画区域内人口1人あたり9.01m²/人と、全国平均(9.70m²/人)を下回っています。

今後、豊かな生活環境の保全と創造を図るため、都市公園等の整備を一層進めていきます。

⇒詳しくは37~38ページ参照

② 風致地区

都市における自然的環境を良好に保つために、樹林地や水辺等に富んだ地域を風致地区として指定し、建築物等の建設や土地の造成、樹木の伐採等を規制しています。平成21年度末現在、本県では6箇所、1,220haの風致地区を指定しています。

風致の適切な維持に努め、都市の自然と美しい景観を守り、調和のとれた住みよいまちづくりを図ります。

⇒詳しくは38ページ参照

③ 天然記念物

貴重な動植物や地質鉱物の保護・管理のために、国や県、市町村では文化財保護法や文化財の保護に関する条例等に基づき、文化財の指定を行っています。本県では、動物13件（うち国指定10件）、植物64件（同11件）、地質・鉱物10件（同3件）の指定が行われているほか、市町村指定の天然記念物は、140件を超えてます。また、県では、16名の文化財巡視員を配置し、その管理を図っています。

天然記念物の保全のため、天然記念物周辺における開発行為等の規制等を進めるとともに、天然記念物の適切な保護・管理を進め、県民の理解と保護意識の向上を図ります。

⇒詳しくは38～39ページ参照

2 循環を基調とする健全な社会の実現

（1）大気環境の保全

大気汚染は、工場・事業場等の固定発生源から排出されるばい煙、揮発性有機化合物（VOC）や粉じん、自動車等の移動発生源からの排出ガスの他、これら発生源からの排出物質が大気中で反応して二次的に生成されるもの等により引き起こされ、私たちの健康に影響を及ぼすおそれがあります。

主な大気汚染物質としては、いおう酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、光化学オキシダント（O_x）、浮遊粒子状物質（SPM）等があります。環境基本法で、これら大気汚染物質の大気中濃度について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として「環境基準」を定めています。

本県では、大気環境の状況を監視するため、23の一般環境大気測定期局（以下「一般局」という。）、1つの自動車排出ガス測定期局（以下「自排局」という。）及び移動測定期車による測定期局（以下「移動局」という。）1局を設置し、大気環境の常時監視を行っています。

本県の大気汚染物質の環境濃度は、近年ほぼ横ばいに推移しており、平成22年度においても同様な状況となっています。一般局では、二酸化いおうについては18測定期局全てで、二酸化窒素については19測定期局全てで、浮遊粒子状物質については18測定期局全てで環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、17測定期局全てで環境基準を超える日がありました。一方、自排局では二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素について、環境基準を100%達成しています。

また、酸性雨及び石綿の他、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となる有害大気汚染物質の中の優先取組物質23物質（うちダイオキシン類については、(5)化学物質による環境汚染の防止に別途記載）についても環境モニタリング調査を行っています。

上記物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては大気汚染に係る環境基準が定められており、県内4地点で調査を行っています。平成22年度の測定結果では、全ての物質が環境基準を全局で達成していました。

また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン並びにヒ素及び無機ヒ素化合物については、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定されており、県内4地点で調査を行っています。平成22年度の調査結果では、全ての物質について指針値を満たしていました。

大気環境の保全のために、一般局、自排局、移動局による大気汚染の常時監視を行っているほか、発生源に対しては、大気汚染防止法等の規制に加え、徳島県生活環境保全条例により国の基準より厳しい上乗せ・横出し規制を行うほか、工場・事業場からのばい煙の排出等の規制指導を行っています。また、自動車等については、大都市地域を対象としたディーゼル自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の削減対策が講じられるとともに、自動車燃料品質の改善等が図られています。

今後も、工場・事業場等の固定発生源の規制・指導の強化や大気環境測定期局装置の整備・充実、有害大気汚染物質の環境基準の維持達成のための低減対策等の強化を図るとともに、大気環境問題に対する理解の向上、アイドリングストップ運動等の普及など県民参加型の大気汚染防止活動を進めています。

⇒詳しくは40～62ページ参照

(2) 水環境の保全

本県には、吉野川及び那賀川水系や勝浦川などの中小河川、瀬戸内海、太平洋及びこれらに接続する港湾等の海域など恵まれた水環境が形成されており、水道水や様々な産業に幅広く利用されています。

河川、海域の公共用水域や地下水の水質保全のため、環境基本法では、水質汚濁物質の濃度について、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が定められています。

本県では、主要な18河川及び9海域に環境基準の類型指定を行い、平成22年度に河川77地点、海域31地点の計108地点で水質測定を行っています。代表的な水質指標として河川では生物化学的酸素要求量（BOD）、海域では化学的酸素要求量（COD）があり、平成22年度の環境基準達成状況は、河川100%、海域100%でした。その他の生活環境項目や健康項目については、概ね環境基準を達成している状況にあり、良好な水環境が保たれています。しかし、一部の小河川では、都市化の進展に伴い未処理の生活排水等の流入による水質汚濁が見られます。

地下水も貴重な水資源として広く活用されており、その水質を保全するため、平成22年度には県下50井戸の地下水について環境基準項目の水質測定を行っています。その結果、すべての地点及び項目において環境基準を達成していました。

本県の水道普及状況は、平成19年度末現在、95.1%であり、地理的条件の悪い山間へき地で未普及の状態が見られます。また、平成19年度における水道の年間給水量は118,899m³であり、その水源の大部分を地下水と河川の表流水に依存しています。

水環境の保全のために、県内の公共用水域について水質汚濁に係る環境基準の類型指定を行い、水質の測定を行うほか、水質汚濁防止法や徳島県生活環境保全条例に基づき、污水等を排出する工場・事業場等に対する排水基準を設定し、その規制や監視・指導を行っています。また、生活排水については、地域特性に応じ下水道、農業等集落排水施設、浄化槽など適切な施設の整備を行っています。本県の生活排水の汚水処理人口普及率は、平成22年度末現在49.4%ですが、全国平均の86.9%を大きく下回る状況にあります。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法や水質汚濁防止法に基づく水質総量規制や富栄養化対策等を、地下水については環境基準項目についての水質検査や、地下水汚染防止のため有害物質を使用する工場・事業場の監視・指導を行っているほか、河川の浄化や水生生物調査等を実施しています。

今後も、公共用水域や地下水の水質の常時監視の充実を図るほか、工場・事業場等の発生源の規制・指導の強化、水質汚濁物質の総量削減計画の推進、生活排水対策の推進を図ります。また、上水道については、水道整備基本構想に基づき水資源の安定的確保と供給を図るほか、平成16年4月より施行された新水道水質基準に対応していきます。

⇒詳しくは63～106ページ参照

(3) 土壤環境・地盤環境の保全

土壤汚染については、古くは農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づき対策がとられてきたほか、平成3年に土壤の汚染に係る環境基準が制定され、平成15年には土壤汚染の状況把握と土壤汚染による人の健康被害の防止に関する対策等を示した土壤汚染対策法が施行されています。

土砂等の埋立て等に伴う土壤汚染の防止等については、平成17年に施行された徳島県生活環境保全条例により、適正な土砂等の埋立て等を図るための規制を行っています。

また、本県では地下水を貴重な水資源として広く利用しているため、過剰な汲み上げにより地盤沈下や地下水の水位低下、塩水化を引き起こすことがあります。そこで、県内約110地点で地下水の塩水化を観測していますが、ここ数年は大きな変化はありません。

塩水化に対しては、徳島県生活環境保全条例において地下水の採取の適正化について定められており、対象地域の指定や取水規制、水源転換等の適正化指導を行っており、今後も適切な運用を図ります。

⇒詳しくは107～108ページ参照

(4) 騒音・振動・悪臭等の防止

騒音には、工場や商店等による事業活動に伴うもの、建設作業に伴うもの、自動車等の交通騒音に伴うもの、クーラーの室外機やステレオなど家庭生活に伴うものなど、その発生源や音の質・量とともに多種多様です。また製造業や建設業では、騒音に伴って振動も発生することが多くみられます。

騒音については、一般地域（道路に面する地域以外）と道路に面する地域の環境騒音について環境基準が定められており、本県では、平成22年度に一般地域について11地点、道路に面する地域について23路線で環境基準の達成状況を調査しています。その結果、一般地域では11地点で両時間帯（昼間、夜間）とも環境基準を達成していました。また、道路に面する地域では測定した23路線の面的評価（総延長距離105.1km、総評価戸数8,513

戸）を行い、98.7%で両時間帯とも環境基準を達成していました。

振動については、振動規制法に基づき工場・事業場や建設作業の規制を行っているほか、道路交通振動については主要道路沿線で調査を行っており、振動規制法で定められた道路交通振動の要請限度を大きく下回っています。

悪臭については、平成22年度における悪臭に関する公害苦情件数が73件となり、全苦情件数の12.9%を占め、平成21年度に比べ14件減少しています。また、発生原因としては焼却（野焼き）によるものや自然系によるものが多くなっています。

騒音・振動防止対策として、騒音については環境基準の類型指定を行い騒音測定、騒音規制法及び振動規制法に基づいた地域指定、同法や徳島県生活環境保全条例に基づく工場・事業場や建設作業等への規制や指導を行っています。また、自動車交通騒音については、騒音監視とともに、道路建設段階での遮音壁や構造物設置による防音対策や道路構造の改善、交通網の合理化など、関係機関との連携を図りながら総合的な対策を進めます。また、近隣騒音については、飲食店等に対する規制・指導を進めるほか、県民の生活騒音防止への意識とマナーの向上を図ります。

⇒詳しくは109～122ページ参照

（5）化学物質による環境汚染の防止

化学物質は、私たちの生活を豊かにし、また生活の質の維持向上に欠かせないものとなっています。その一方で、日常生活の様々な場面や、製造から廃棄に至る事業活動の各段階から多種多様の化学物質が環境に排出されています。その中には、焼却などに伴って非意図的に発生するダイオキシン類や内分泌かく乱作用が疑われている物質（いわゆる環境ホルモン）など、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある物質もあり、化学物質の環境リスクに対する不安が存在することも事実です。

ダイオキシン類については、平成11年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、それに基づき環境中のダイオキシン類濃度を定期的に測定しています。平成22年度に県内の大気、公共用水域、地下水及び土壌について測定した結果においては、全ての地点で環境基準を達成していました。今後も、環境中のダイオキシン類濃度の継続的な測定を進めるとともに、発生源となる事業場の監視・指導を強化するほか、排出状況の測定を行うなど発生源対策を進めていきます。

内分泌かく乱化学物質については、環境省はこれまでの「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応方針について—ExTEND2005—」（平成17年策定）の取り組み状況等を踏まえ、平成22年7月、新たに「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2010—」を策定し、取り組みを進めています。

多種多様な化学物質の環境リスクを低減するためには、従来の規制を中心とした対応には限界があることを背景に、平成11年度にはPRTR制度が制定され、化学物質の環境への排出量等が把握・集計・公表されています。本県では平成22年度に315事業所からの届出（平成21年度把握分）があり、そのデータを集計した結果、合計514トンの化学物質が環境中に排出されていました。PRTR制度の開始に伴い、県内事業所において化学物質排出削減に向けた取り組みがなされるとともに、県においてもリスクコミュニケーション推進のため、講習会等を通じて積極的な情報提供を行い、県民の化学物質についての理解の増進を図っています。

その他、生物中に濃縮・蓄積された化学物質濃度を測定し、化学物質による環境汚染の状態を把握するため、イガイ中のディルドリン濃度の測定調査を行っているほか、農薬による環境汚染防止対策として、農薬取扱者に対する指導や、ゴルフ場農薬の使用に係る水質の監視及び農薬の安全使用指導を行っています。

⇒詳しくは123～129ページ参照

（6）資源の循環利用と廃棄物の適正処理

これまでの私たちの生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に基づいたものであり、その結果、生活の物質的な豊かさが高まる一方で、廃棄物の排出量が増大し、最終処分場の不足や不法投棄の増加など、深刻な社会問題を引き起こしてきました。これらの状況を踏まえ、廃棄物の発生を抑制し（リデュース）これまで処分してきた廃棄物を資源として積極的に再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）し、適正な最終処分を行うなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成が求められています。

国では、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定され、各種リサイクル法など関連する法制度も整備が進められているほか、本県でも環境関連産業を育成するための支援策をはじめ、循環型社会の形成に向けた各種取り組みを推進しています。

平成21年度における本県の一般廃棄物の排出状況は、1人1日あたりでは958g/人・日（全国平均994g/人・日、平成21年度実績）であり、前年度よりやや減少しています。

平成15年度における本県の産業廃棄物の排出及び処理状況は、年間発生量が約324万tであり、そのうち約186万t（57%）が資源化され、約17万t（5%）が最終処分されています。

一般廃棄物については、「徳島県廃棄物処理計画」や「徳島県分別収集促進計画」等に基づき、各主体のごみの減量化や適正処理の推進、市町村の処理施設整備や分別収集の促進等を推進します。

産業廃棄物については、排出量の抑制と減量化・再生利用、適正な処理を促進するため、事業者の指導や普及啓発を図るとともに、資源循環を促進するための環境関連産業の創出・振興を図ります。

⇒詳しくは130～140ページ参照

(7) エネルギーの有効利用

私たちの社会経済活動を支えるエネルギーの大部分は石油・石炭などの化石燃料に依存していますが、化石燃料は限られた資源であるとともに、その消費に伴い発生する二酸化炭素は、地球温暖化の原因となることから化石燃料への依存を低減するとともに、エネルギー消費そのものを抑制することが求められています。

本県における県内総生産（平成21年度）は前年度からは下降傾向であるものの、電灯・電力需要は多い状況が続いております。

このため、エネルギーの消費量を抑制するとともに、太陽光や風力等の自然エネルギーなど、新エネルギーの積極的な活用が必要です。

本県では、平成23年8月に新たな「徳島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、東日本大震災を契機として、自然エネルギーの導入促進に積極的に取り組むこととしております。

⇒詳しくは141～142ページ参照

3 地球環境保全への貢献

(1) 地球温暖化の防止

私たちの社会経済活動の拡大に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増加し、地球温暖化が引き起こされると考えられています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書によると、今後20年間で0.4℃の気温上昇、また今世紀末にはさらなる温暖化で最大6.4℃もの気温上昇が懸念されています。

この気温上昇に伴い、海面水位の上昇による陸地の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響、砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、日射病や感染症の発生数の増加等が生じるおそれがあり、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

こうした中、2009年度（平成21年度）における全国の温室効果ガス排出量は12億900万t-CO₂、一人あたり8.98t-CO₂/人となっており、前年度比で総量が5.6%減、一人あたり排出量が5.5%減、また基準年（1990年度）比でも総量が4.1%減、一人あたり排出量が2.8%減となる結果となっております。しかし、業務部門、家庭部門においては、基準年に比べ排出量が著しく増加しております。

また、2008年（平成20年）における本県の温室効果ガス排出量は7,030千t-CO₂となっており、1990年（平成2年）に比べ約1.3%増加しています。一人当たり排出量は8.86t-CO₂/人と、全国の動向よりやや少くなっています。本県においても、全国同様、運輸部門、民生部門の伸び率が大きくなっています。

国では2005（平成17）年に改正地球温暖化対策推進法が施行されるとともに、わが国に義務づけられた6%削減の目標を達成するため京都議定書目標達成計画が策定されるなど、地球温暖化対策が実行段階に入ったと言えます。

県では、徳島県環境基本条例における3つの基本理念の一つに「地球環境保全に向けた地域の取り組み」が掲げられているほか、徳島県環境基本計画でも重点プログラムの1つに地球温暖化対策が位置づけられています。また、このほか、とくしま地球環境ビジョン（平成17年）、エコオフィスとくしま・県率先行動計画（第3次）（平成17年）、とくしま豊かな森づくり実行計画（平成15年度）及びとくしま地球環境ビジョン（行動計画編）（平成18年）に基づき、地球温暖化対策を推進してきたところです。

しかしながら、これまでの取組を更に加速させ、実効性ある対策を推進するため、中国四国地方で初めて地球温暖化対策に特化した条例である徳島県地球温暖化対策推進条例を制定するとともに、徳島県地球温暖化対策指針を策定し、2009（平成21）年4月から施行しました。

また、平成21年度からは、国の地域グリーンニューディール基金を活用して、「徳島ならでは」の地球温暖化対策等を推進することにより、本県経済の発展や地域活性化をはかることを目的とした、本県独自の「新成長戦略」となる「とくしま新成長戦略（グリーンニューディール）推進事業」を実施しております。

さらに、エコオフィスとくしま・県率先行動計画（第4次）（平成22年）に加え、平成23年8月に、とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）に替わる新たな「徳島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、県民総ぐるみの取り組みを進めているところです。

⇒詳しくは150～155ページ参照

(2) オゾン層の保護

地球を取り巻く成層圏にはオゾン層があり、生物を有害な紫外線から守っています。しかし、フロン等のオゾン層破壊物質によってオゾン層が破壊されることで、地上に到達する紫外線量が増加し、人の健康や動植物等の生態系への影響が懸念されています。成層圏の中でオゾン層が少ない箇所をオゾンホールと呼び、高緯度地域で多く観測され、深刻な状況が続いています。

わが国では、1988（昭和63）年にオゾン層保護法を制定し、生産規制を進めるとともに、家電リサイクル法（平成13年施行）やフロン回収破壊法（平成14年施行）などにより、家庭用冷蔵庫や家庭用エアコン、業務用空調冷凍機器やカーエアコンのフロンの回収及び破壊が義務付けられています。

本県では、オゾン層保護に対する県民や事業者等の理解を深めるための普及啓発を推進し、フロン等の回収及び破壊を促進しています。

⇒詳しくは156ページ参照

(3) 酸性雨対策の推進

酸性雨とは、化石燃料の燃焼により大気中に排出されたいおう酸化物や窒素酸化物が上空で硫酸や硝酸に変化し、それが雨水等に溶け込み酸性を強めた雨などのことです。北欧では酸性雨による湖沼の酸性化や森林が広域で枯損するなど影響が問題になっています。また、酸性雨の原因物質は風により長距離を移動するため、日本国内だけでなく、中国、アジア地域など国際的な対策が必要な問題です。

わが国では、昭和58年度より全国の酸性雨の観測が行われており、平成21年度の全国の降雨のpH平均値は4.50～5.18の範囲となっています。

本県では、平成22年度には県内3地点で酸性雨の観測を行っており、全国とほぼ同様の状況にあります。

酸性雨対策として、東アジア地域では、東アジア酸性雨モニタリングネットワークが稼動し、地域協同の対策が取り組まれています。わが国では、これまでの酸性雨調査とともに、陸水、土壤・植生等の継続的なモニタリング調査が行われています。本県では、全国環境研議会の酸性雨共同調査に参加するとともに、酸性雨の原因物質であるいおう酸化物、窒素酸化物の発生抑制のため、工場・事業場への規制を実施しているほか、アイドリングストップ等の自動車の燃料消費量の削減に向けた各種施策に積極的に取り組んでいます。

⇒詳しくは157～159ページ参照

4 参加と協働による環境保全への取り組み

(1) 環境教育・環境学習の充実

環境保全に対する県民意識を高め、環境保全活動への参加を促進するためには、長期的視野に立った環境教育・環境学習の推進が必要です。

本県では、小学校、中学校、高等学校における環境教育の実践・充実を図るため、「学校版環境ISO」推進事業などに取り組んでいます。また、地域では小・中学生が自然観察やリサイクル活動に取り組むこどもエコクラブが結成されており、平成22年度には30クラブが結成され1,664人が参加しています。このほか、環境月間や瀬戸内海環境保全月間における各種イベントの開催、県民や事業者の自主的な活動の支援として環境アドバイザーの派遣を取り組んでいます。

平成15年には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されました。本県でも、平成17年12月に「徳島県環境学習推進方針～とくしま環境学びプラン～」を策定し、環境教育・環境学習に関する施策をより効果的、体系的に進めています。

また、平成19年3月に「徳島県環境学習推進方針～とくしま環境学びプラン～」の方針を踏まえた「とくしま環境学習プログラム」を作成し、その普及を図るため、モデル的な取組に対し、支援しています。

⇒詳しくは160～166ページ参照

(2) 自主的な環境保全行動の促進

環境の保全・創造には、県民・事業者による自主的な環境保全活動が必要です。

本県では、徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月にとくしま環境県民会議が設立され、ストップ温暖化部会、クリーン・リサイクル推進部会の2つの部会により取り組みを推進しています。

特にストップ温暖化部会においては、新たに低炭素型交通システム検討会及びカーボン・オフセット推進検討会を平成20年6月に、また新・省エネルギー対策検討会を平成21年7月に設置し、若手研究者や企業の中間管理職、NP0の中堅理事などをメンバーとした実践活動や社会実験の実施に着手しています。

平成21年度から「とくしま協働の森づくり事業」を創設し、二酸化炭素の削減を吸収源対策で埋め合わせるカーボン・オフセットの考え方を森づくりの分野でモデル的に導入しています。

県民参加型の環境保全活動としては、緑の少年隊（平成22年度末現在65隊、約6千人）の活動や、県民参加の森づくり運動（平成22年度2,046人が参加）が行われています。

また、地元住民や企業がボランティアで地元の道路や河川、公園などの清掃活動を行うアドプト・プログラムの活動が広まっています。平成22年度末現在、吉野川や那賀川など県内7制度で、延べ860団体、約36,300人が参加し、活動を行っています。今後も、この制度の普及啓発を行うとともに、「アドプト大国とくしま」というクリーンでオンラインのイメージを全国に向け発信していきます。

事業者の自主的な取り組みとしては、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001や環境省が策定したエコアクション21の認証取得が県内の事業者で進んでいます。ISO14001の認証取得は、平成23年3月末現在、73事業者（(財)日本適合性認定協会のデータベースによる）が認証取得しており、エコアクション21の認証取得については、平成23年10月末現在、139事業者（(財)地球環境戦略研究機関 持続性センターのデータベースによる）が認証取得しています。

今後も、事業者的人材養成研修やアドバイザーの派遣を行い、県内中小企業の自主的な環境保全活動を支援するほか、県としても率先して環境保全行動を推進します。

⇒詳しくは167～176ページ参照

5 環境の保全・創造への基盤づくり

（1）開発における環境配慮の実施

大規模な開発事業に伴い、事前に環境への影響を事業者自ら評価し、環境保全に配慮するしくみとして環境影響評価（環境アセスメント）の制度があります。本県では、平成4年8月に徳島県環境影響評価要綱が告示され、その後、国の動向等を踏まえて同要綱の改正を行い、平成12年に徳島県環境影響評価条例が制定され、翌年から全面施行されています。世界やわが国では、戦略的環境アセスメント（事業に先立つ上位計画や政策の段階で環境配慮を行う仕組み）の導入が大きな流れとなっていることから、本県でも、その手法や導入に関する調査・研究・検討を進めています。

国土整備部が実施する公共土木事業では、事業の実施に伴う環境への負荷を低減することを目的に、平成10年度に徳島県公共工事環境配慮指針を策定し、公共事業における環境配慮を実施しています。平成16年度には、この指針を改定（「徳島県公共事業環境配慮指針」）し、環境に配慮した公共事業の一層の推進を図っています。また、農林水産部が実施する農業農村整備事業については、平成13年度に「徳島県田園環境検討委員会」を設置し、平成16年度に徳島県田園環境配慮マニュアルを作成し、環境配慮への取り組みを進めています。

また、土地利用における環境対策として、国土利用計画法に基づく徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画の中で、環境の視点も加えた総合的かつ計画的な土地利用を推進しているほか、徳島県土地利用指導要綱に基づく大規模開発行為の指導においても地域環境への配慮等を指導しています。今後も国の動向を踏まえ、本県の特性に応じた適切な対策を講じていきます。

⇒詳しくは177～179ページ参照

（2）規制的・経済的手法の活用

地球温暖化や公害の防止、良好な生活環境の保全に向けて、各種の規制措置のほか、公害防止施設の設置及び環境への負荷の低減に役立つ事業等の実施並びに環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証取得や低公害車の導入などに対する低利子融資（環境保全施設整備等資金貸付制度、地球温暖化対策資金貸付制度）を行っています。

今後も、県民、事業者等の自主的な環境保全の取り組みを促進するため、経済的手法の一つとして資金貸付制度の活用を推進します。

⇒詳しくは180～182ページ参照

（3）環境情報の提供

県のホームページや環境白書、パンフレット、その他各種広報媒体などを通じて環境に関する施策や事業等に関する情報提供が行われています。

今後も、各種広報媒体による情報提供の充実を図っていきます。

⇒詳しくは183ページ参照

(4) 調査・研究体制の充実

本県では、保健製薬環境センター、工業技術センター、農林水産総合技術支援センターの試験研究機関において、独立行政法人や大学等の研究機関との連携・協力のもと、県内の環境の監視・測定、環境への負荷の低減に向けた様々な研究や技術開発を行っています。

今後も、県内の環境の継続的な監視・測定を行うとともに、環境問題の原因の解明や、リサイクル技術等の開発に向けて研究機能の強化や高度化を図り、県立試験研究機関の連携はもちろんのこと、産学官の連携を効果的に行います。

⇒詳しくは184～185ページ参照